

電気料金メニュー約款  
(シノケンでんき)

媒介事業者：株式会社エスケーエナジー  
小売電気事業者：株式会社エネクスライフサービス



## 目次

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第1条 | 適用                           | 1  |
| 第2条 | 定義                           | 1  |
| 第3条 | 料金メニュー約款の変更                  | 1  |
| 第4条 | 契約種別                         | 1  |
| 1.  | シノケンでんき（東北 B、東京 B、中部 B、九州 B） | 1  |
| (1) | 適用条件                         | 1  |
| (2) | 供給電気方式、供給電圧および周波数            | 1  |
| (3) | 契約電流                         | 1  |
| (4) | 電気料金                         | 1  |
| 2.  | シノケンでんき（関西 A）                | 2  |
| (1) | 適用条件                         | 2  |
| (2) | 供給電気方式、供給電圧および周波数            | 2  |
| (3) | 最大需要容量                       | 2  |
| (4) | 電気料金                         | 2  |
| 第5条 | 債権の譲渡                        | 2  |
| 第6条 | 契約の解除                        | 3  |
| 附   | 則                            | 4  |
| 別紙1 | 負荷設備の入力換算容量                  | 5  |
| 別紙2 | 料金メニュー表                      |    |
| 1.  | 東北エリア                        | 9  |
| 2.  | 東京エリア                        | 9  |
| 3.  | 中部エリア                        | 10 |
| 4.  | 関西エリア                        | 10 |
| 5.  | 九州エリア                        | 11 |

## 第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、当社といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社エスケーエナジー（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

## 第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

### 1. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

### 2. その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

## 第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

## 第4条 契約種別

### 1. シノケンでんき（東北、東京、中部、九州）

#### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

|          |                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------|
| 東北、東京エリア | 標準周波数 50 ヘルツ<br>(新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市<br>ならびに群馬県の一部は60ヘルツ) |
| 中部、九州エリア | 標準周波数 60 ヘルツ<br>(長野県の一部は50ヘルツ)                          |

#### (3) 契約電流

契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

#### (4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別

紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき別紙2（料金メニュー表）のとおりといたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

## 2. シノケンでんき（関西）

### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるものに適用します。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

|       |              |
|-------|--------------|
| 関西エリア | 標準周波数 60 ヘルツ |
|-------|--------------|

### (3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

### (4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

## 第5条 債権の譲渡

1. 当社は、「本約款」もしくは「料金メニュー約款」にもとづき、当該お客さまの電気料金および支払いを要することとなった電気料金以外の工事費負担金その他の費用に係る債権を、当該電気需給契約に係る媒介事業者に対して包括的に且つ継続的に譲渡することができる

ものとしします。この場合、お客さまは、あらかじめ異議を留めず承諾するものとしします。かかる譲渡後の譲渡対象債権の取り扱いの詳細は、「本約款」および「料金メニュー約款」に定めのある事項のほか、媒介事業者の契約約款等に定めるものとしします。

2. 譲渡対象債権が前項に定める媒介事業者に譲渡された場合には、お客さまは譲渡対象債権について、本約款第 15 条（請求方法、支払期日および料金の支払い方法）の規定にかかわらず、媒介事業者がお客さまに交付する請求書等に記載の方法に従い支払うものとしします。
3. 媒介業者は、第 1 項および前項にかかわらず、媒介業者が指定した代行会社（以下「代行会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、代行会社が指定した様式により、料金を払い込む方法より支払っていただくことがあります。

## 第 6 条 契約の解除

1. 本約款第 27 条 1 項に定めにかかわらず、お客さまは、解約希望日の 4 営業日前までに当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社が適切と考える方法にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。
2. 本約款の定めにかかわらず、当社は、お客様に電力を供給する物件について、株式会社シノケンファシリティーズと当該物件の所有者との間の当該物件にかかる賃貸住宅管理受託契約又は特定賃貸借契約が解除される場合、又は株式会社シノケンコミュニケーションズとお客様の保証委託契約が終了する場合、本契約の解除日の 15 日前までにお客さまに通知することによって、本契約を解除できるものとしします。

## 附 則

### この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2025 年 6 月 1 日より実施します。

### 約款改定・改訂履歴

|                  |
|------------------|
| 2025 年 6 月 1 日制定 |
|------------------|

## 別紙 1 負荷設備の入力換算容量

### 1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

#### (1) けい光灯

|      | 換 算 容 量                      |                                   |
|------|------------------------------|-----------------------------------|
|      | 入力 (ボルトアンペア)                 | 入力 (ワット)                          |
| 高力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット)<br>×150パーセント | 管灯の定格消費電力 (ワット)<br>)<br>×125パーセント |
| 低力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット)<br>×200パーセント |                                   |

#### (2) ネオン管灯

| 2 次電圧 (ボルト) | 換 算 容 量      |      |          |
|-------------|--------------|------|----------|
|             | 入力 (ボルトアンペア) |      | 入力 (ワット) |
|             | 高力率型         | 低力率型 |          |
| 3,000       | 30           | 80   | 30       |
| 6,000       | 60           | 150  | 60       |
| 9,000       | 100          | 220  | 100      |
| 12,000      | 140          | 300  | 140      |
| 15,000      | 180          | 350  | 180      |

#### (3) スリムラインランプ

| 管の長さ (ミリメートル) | 換 算 容 量      |          |
|---------------|--------------|----------|
|               | 入力 (ボルトアンペア) | 入力 (ワット) |
| 999 以下        | 40           | 40       |
| 1,149 以下      | 60           | 60       |
| 1,556 以下      | 70           | 70       |
| 1,759 以下      | 80           | 80       |
| 2,368 以下      | 100          | 100      |

## (4) 水 銀 灯

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量      |       |          |
|----------|--------------|-------|----------|
|          | 入力 (ボルトアンペア) |       | 入力 (ワット) |
|          | 高力率型         | 低力率型  |          |
| 40 以下    | 60           | 130   | 50       |
| 60 以下    | 80           | 170   | 70       |
| 80 以下    | 100          | 190   | 90       |
| 100 以下   | 150          | 200   | 130      |
| 125 以下   | 160          | 290   | 145      |
| 200 以下   | 250          | 400   | 230      |
| 250 以下   | 300          | 500   | 270      |
| 300 以下   | 350          | 550   | 325      |
| 400 以下   | 500          | 750   | 435      |
| 700 以下   | 800          | 1,200 | 735      |
| 1,000 以下 | 1,200        | 1,750 | 1,005    |

## 2.誘導電動機

## (1) 単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量      |       |                          |
|----------|--------------|-------|--------------------------|
|          | 入力 (ボルトアンペア) |       | 入力 (ワット)                 |
|          | 高力率型         | 低力率型  |                          |
| 35 以下    | －            | 160   | 出力 (ワット)<br>×133.0 パーセント |
| 45 以下    | －            | 180   |                          |
| 65 以下    | －            | 230   |                          |
| 100 以下   | 250          | 350   |                          |
| 200 以下   | 400          | 550   |                          |
| 400 以下   | 600          | 850   |                          |
| 550 以下   | 900          | 1,200 |                          |
| 750 以下   | 1,000        | 1,400 |                          |

## (2) 3相誘導電動機

| 換 算 容 量 (入力〔キロワット〕) |   |            |
|---------------------|---|------------|
| 出力 (馬力)             | × | 93.3パーセント  |
| 出力 (キロワット)          | × | 125.0パーセント |

### 3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

| 装置種別（携帯型および移動型を含みます。） | 最高定格<br>管 電 圧<br>(キロボルトピーク)            | 管 電 流<br>(短時間定格電流)<br>(ミリアンペア) | 換算容量（入力）<br>(キロボルトアンペア)           |
|-----------------------|----------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 治 療 用 装 置             |                                        |                                | 定格1次最大入力<br>(キロボルトアンペア) の値といたします。 |
| 診 察 用 装 置             | 95キロボルトピーク<br>以下                       | 20 ミリアンペア以下                    | 1                                 |
|                       |                                        | 20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下        | 1.5                               |
|                       |                                        | 30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下        | 2                                 |
|                       |                                        | 50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下       | 3                                 |
|                       |                                        | 100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下      | 4                                 |
|                       |                                        | 200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下      | 5                                 |
|                       |                                        | 300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下      | 7.5                               |
|                       |                                        | 500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下    | 10                                |
|                       | 95キロボルトピーク<br>超過<br>100キロボルトピーク<br>以下  | 200 ミリアンペア以下                   | 5                                 |
|                       |                                        | 200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下      | 6                                 |
|                       |                                        | 300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下      | 8                                 |
|                       |                                        | 500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下    | 13.5                              |
|                       | 100キロボルトピーク<br>超過<br>125キロボルトピーク<br>以下 | 500 ミリアンペア以下                   | 9.5                               |
|                       |                                        | 500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下    | 16                                |
|                       | 125キロボルトピーク<br>超過<br>150キロボルトピーク<br>以下 | 500 ミリアンペア以下                   | 11                                |
|                       |                                        | 500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下    | 19.5                              |
| 蓄電器放電式<br>診 察 用 装 置   | コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下               |                                | 1                                 |
|                       | 0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下       |                                | 2                                 |
|                       | 15 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下           |                                | 3                                 |

#### 4.電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- (1)日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合  
入力（キロワット）×最大定格1次入力（キロボルトアンペア）  
×70パーセント
- (2)(1)以外の場合  
入力（キロワット）×実測した1次入力（キロボルトアンペア）  
×70パーセント

#### 5.その他

- (1)1.2.3.および4.によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- (2)動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- (3)予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

## 別紙2 料金メニュー表 1.東北エリア

### (1) シノケンでんき 東北

| 区分                 |                      | シノケンでんき<br>東北 |
|--------------------|----------------------|---------------|
| 基本料金               | 契約電流 30A             | 1,478.40 円    |
|                    | 契約電流 40A             | 1,478.40 円    |
|                    | 契約電流 50A             | 1,848.00 円    |
|                    | 契約電流 60A             | 2,217.60 円    |
| 電力量料金<br>(1kWhにつき) | 最初の 120kWh まで        | 29.52 円       |
|                    | 120kWh をこえ 300kWh まで | 36.27 円       |
|                    | 300kWh 超過            | 40.22 円       |
| 最低月額料金             |                      | 358.95 円      |

## 2.東京エリア

### (1) シノケンでんき 東京

| 区分                 |                      | シノケンでんき<br>東京 |
|--------------------|----------------------|---------------|
| 基本料金               | 契約電流 30A             | 1,247.00 円    |
|                    | 契約電流 40A             | 1,247.00 円    |
|                    | 契約電流 50A             | 1,558.75 円    |
|                    | 契約電流 60A             | 1,870.50 円    |
| 電力量料金<br>(1kWhにつき) | 最初の 120kWh まで        | 29.70 円       |
|                    | 120kWh をこえ 300kWh まで | 36.30 円       |
|                    | 300kWh 超過            | 40.39 円       |
| 最低月額料金             |                      | 328.08 円      |

### 3.中部エリア

#### (1) シノケンでんき 中部

| 区分                 |                      | シノケンでんき<br>中部 |
|--------------------|----------------------|---------------|
| 基本料金               | 契約電流 30A             | 1,284.56 円    |
|                    | 契約電流 40A             | 1,284.56 円    |
|                    | 契約電流 50A             | 1,605.70 円    |
|                    | 契約電流 60A             | 1,926.84 円    |
| 電力量料金<br>(1kWhにつき) | 最初の 120kWh まで        | 21.10 円       |
|                    | 120kWh をこえ 300kWh まで | 25.57 円       |
|                    | 300kWh 超過            | 28.52 円       |
| 最低月額料金             |                      | 277.09 円      |

### 4.関西エリア

#### (1) シノケンでんき 関西

| 区分                 |                      | シノケンでんき<br>関西 |
|--------------------|----------------------|---------------|
| 最低料金               | 最初の 15kWh まで一律       | 522.58 円      |
| 電力量料金<br>(1kWhにつき) | 15kWh をこえ 120kWh まで  | 18.31 円       |
|                    | 120kWh をこえ 300kWh まで | 23.71 円       |
|                    | 300kWh 超過            | 28.49 円       |

## 5.九州エリア

### (1) シノケンでんき 九州

| 区分                 |                      | シノケンでんき<br>九州 |
|--------------------|----------------------|---------------|
| 基本料金               | 契約電流 30A             | 1,264.96 円    |
|                    | 契約電流 40A             | 1,264.96 円    |
|                    | 契約電流 50A             | 1,581.20 円    |
|                    | 契約電流 60A             | 1,897.44 円    |
| 電力量料金<br>(1kWhにつき) | 最初の 120kWh まで        | 18.07 円       |
|                    | 120kWh をこえ 300kWh まで | 23.67 円       |
|                    | 300kWh 超過            | 26.67 円       |
| 最低月額料金             |                      | 335.34 円      |